

議案第 39 号

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

関市長 山下 清 司

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
関市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30  
人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30  
人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30  
人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30  
人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。